

## 「生物多様性ひょうご戦略」の改定について（案）

## 1 策定趣旨

生物多様性ひょうご戦略」（2009（平成21）年3月）策定以降、2010（平成22）年10月のCOP10の開催、2012（平成24）年9月の「生物多様性国家戦略2012-2020」の策定など、生物多様性を巡る動向や社会経済情勢、環境問題に様々な変化があったことから、これらを踏まえ、これまでの取組に対する評価を行い、今後のあり方、方向性等を整理したうえで、100年後の兵庫県が、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための行動計画を策定

## 2 構 成

- 第1章 戦略策定にあたって
- 第2章 生物多様性を取りまく情勢
- 第3章 県内の生物多様性保全・再生の取組
- 第4章 行動計画の実施状況と新たな行動計画
- 第5章 戦略の効果的推進

## 3 期 間

平成42年(2030年)頃を展望しつつ、おおむね10年間(平成34年度まで)とする。ただし、愛知目標の達成に向け、平成32(2020)年を目安とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行う。

## 4 特 徴

- ・各市町及び公園や小・中学校単位など、身近な地域エリアでの戦略策定の支援やレッドリストやブラックリストなどのデータを毎年見直すことを新たな行動計画に追加
- ・参画と協働による生物多様性保全活動の推進のため、ネットワークを活用して、NPO等との交流や情報共有を図り、連携強化を推進
- ・COP10で採択された愛知目標の達成に向け、県で取り組むべき15の目標に対する行動計画の明確化

## 5 改定スケジュール（予定）

- H25. 9月 環境審議会自然環境部会（第1回・改定原案）
- H25.12月 環境審議会自然環境部会（第2回・答申案）
- H26. 1月 環境審議会答申

## 6 参 考（策定済み自治体：H25.6現在）

- 23都道府県（北海道、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、石川県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県）
- 22市3町3区（札幌市、北海道礼文町、北海道黒松内町、さいたま市、柏市、流山市、東京都大田区、東京都千代田区、東京都葛飾区、横浜市、新潟市、佐渡市、高山市、静岡市、静岡県浜松市、名古屋市、岡崎市、高島市、堺市、和泉市、神戸市、明石市、西宮市、宝塚市、加西市、篠山市、広島県北広島町、北九州市、福岡市）

# 生物多様性ひょうご戦略の改定(案)

## 生物多様性ひょうご戦略(平成21年3月策定)

### 理念

すべてのいのちが共生する兵庫をわたしたちの手で未来へ

### 目標

- 1 いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会
- 2 人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みが循環・持続する社会
- 3 地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会

### 1 戦略策定の趣旨

これまでの取組を体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に対応していくための総合的な指針となる戦略を策定

### 2 戦略策定の目的

県の施策を有機的に連携させ、総合的・体系的・計画的に推進  
県民、事業者、民間団体、行政などが生物多様性の保全に取り組むよう方向付け

### 3 戦略の性格

生物多様性基本法第13条に基づく計画  
上位計画である兵庫県環境基本計画(案)における「自然共生」の具体化を図る戦略  
市町の生物多様性に関する戦略の策定や実施において尊重されるべき基本指針であり、民間団体等の活動に際して尊重されるべき基本指針

### 4 戦略の期間

おおむね10年間(平成29年度まで)とし、原則として5年ごとに見直し

### ひょうご戦略の特徴

#### 策定手法

・各地域において活発に活動している多くのNPO等の活動団体に対して、意見交換会、戦略に記載すべき内容に関するアンケート調査などを実施し、広く県民の意見を反映して戦略を策定

#### 内容の特徴

・森・川・海・里地・都市域の各生態系ごとに、動植物の種類や生息状況や生息数の動向など兵庫県が有する生物多様性の豊かさを詳細に記述  
・コウノトリの野生復帰など兵庫県の先導的な取組とNPOの多彩な活動実績をとりまとめ

#### 取組の特徴

・県や市町のすべての事業において生物多様性の視点を取り入れるために、アドバイザーの設置や工法等の手引きとなる生物多様性配慮指針などの基盤整備を重点的に推進  
・NPO等の活動をさらに充実・強化するために、NPO等の交流や情報共有を図るネットワーク化を推進

## 改定の方針

### 1 「生物多様性ひょうご戦略」の新たな行動計画、数値目標を設定

- ・平成21年3月の策定以降の生物多様性を巡る動向や社会経済情勢、環境問題の変化などに適切に対応
- ・行動計画、数値目標の評価を行い、今後のあり方、方向性などを整理し、新たな行動計画、数値目標を設定

### 2 生物多様性国家戦略を踏まえつつ、兵庫県環境基本計画に基づく本県独自の特色を持った戦略を策定

- ・平成22年10月の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に改定された「生物多様性国家戦略2012-2020」を踏まえつつ、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための兵庫県環境基本計画に基づく、本県独自の特色を持った戦略とする

## 改定の特徴

### 「生物多様性のめぐみ」と「自然共生」の再認識

私たちの暮らしは、生物多様性やそこからもたらされる生態系サービスに支えられおり、自然を守り、自然と共生していくためには、その価値を評価することが必要である。将来の世代が豊かに暮らすためにも、生物多様性保全と自然共生の必要性を再認識し、記載した

### 生物多様性を支えるNPO等との連携の強化

あらゆる主体が協働し地域の特徴を活かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤とする視点から、貴重種や外来種を対象に活動しているNPO等と連携して、種の状況を監視・調査するネットワークを構築し、情報を収集することにより、レッドリストやブラックリストの追加・削除を行い、生物多様性の保全につなげることを行動計画に追加した

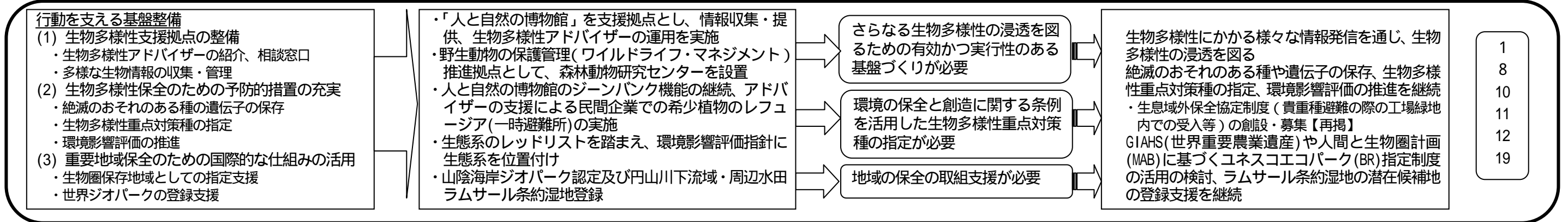
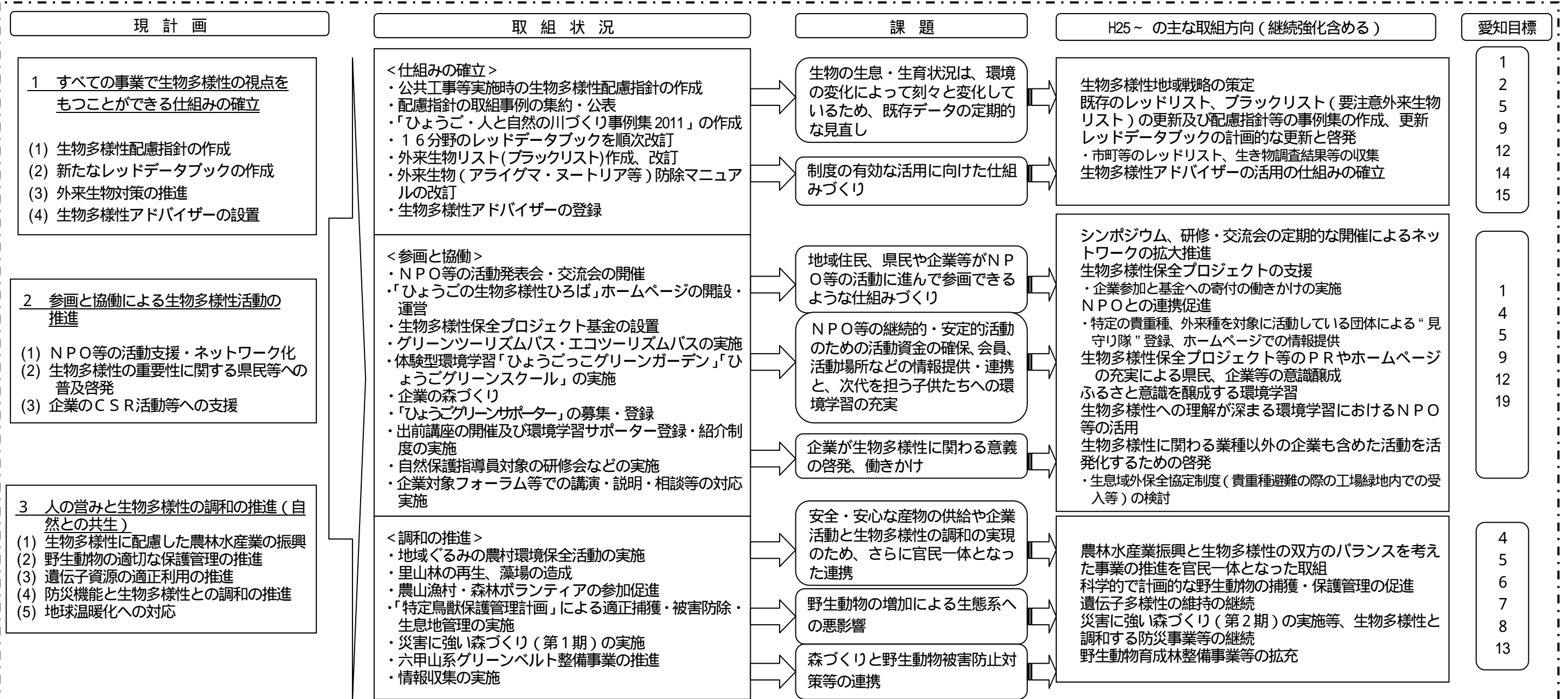
### 愛知目標に向けた取組の明確化

「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)において採択された20の愛知目標の達成に向け、本県として取り組むべき15の目標を生物多様性ひょうご戦略の中で明らかにした

## 戦略の期間

平成42(2030)年頃を展望し、おおむね10年間(平成34年まで)とする。ただし、愛知目標の達成に向け、平成32(2020)年を目安とし、原則として5年ごとに見直し

生物多様性の保全



## 生物多様性ひょうご戦略 目標と行動計画（案）

目標と行動計画の関連 ～理念『すべてのいのちが共生する兵庫を私たちの手で未来へ』～

行 動 計 画	目 標	いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会	人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みが循環・持続する社会	地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会
すべての事業で生物多様性の視点をもつことができる仕組みの確立				
参画と協働による生物多様性保全活動の推進				
人の営みと生物多様性の調和の推進				
行動計画を支える基盤整備				

## 愛 知 目 標

**戦略目標A：各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。**

目標1 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標2 遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標3 遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標4 遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

**戦略目標B：生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。**

目標5 2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標6 2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標7 2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標8 2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標9 2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標10 2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

**戦略目標C：生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。**

目標11 2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12 2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。

目標13 2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

**戦略目標D：生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。**

目標14 2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標15 2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標16 2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

**戦略目標E：参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。**

目標17 2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標18 2020年までに、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行及び生物資源の慣習的な利用が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に統合され、反映される。

目標19 2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。

目標20 遅くとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資源動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。